

2015年9月

マイナンバー制度に関する説明

1. マイナンバー制度とは？

マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤です。

個人番号（マイナンバー）は、10月から通知が始まり、2016年1月から利用が始まります。

マイナンバーは、日本国内に住所のある方であれば、生まれたての赤ちゃんにも外国人にも交付されます。

2. 個人番号（マイナンバー）とは？

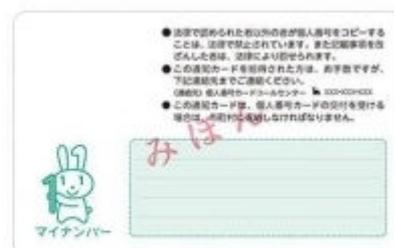
- ・住民票を有する全員の方に12桁の個人番号が付けられます。
- ・個人番号は一生使うものです。基本的に番号は一生変更されませんので、大切にしてください。また、他人に知られないように十分に注意して下さい。
- ・個人番号を使うのは、当面は税金に関する事と社会保険に関する事だけです。会社に勤務している方は、年末調整や退職の手続きをする時に使いますので、後日、会社に番号を知らせて下さい。
- ・当面は、会社以外に番号を知らせる事はありません。もし、インターネット、SNS、LINE等で「マイナンバー（個人番号）を記入して下さい」というような事があつたら、それは詐欺です。絶対に記入しないで下さい。
- ・個人的に確定申告をする場合は、税務署で手続きをする時に個人番号が必要になります。
- ・源泉徴収票に個人番号が書かれている場合は、その源泉徴収票は税務署以外には見せることができません。収入証明のために使う場合は、番号のないものを再発行してもらって下さい。

3. 個人番号（マイナンバー）の通知について

- ・2015年10月5日から、「通知カード」が発送されます。皆様のお手元に届くのは10月中旬から11月下旬になると思われます。
- ・通知カードは、住民票の住所に家族全員分が「簡易書留」で送られてきます。
- ・通知カードには、①個人番号、②氏名、③住所、④生年月日、⑤性別 が書かれています。



【おもて面】



【うら面】

- ・通知カードは紙のカードで、自分で台紙から切り取る事になっています。
- ・通知カードは大切なものですので、持ち歩いたりせず、大切に保管して下さい。
- ・通知カードに書かれている個人番号は、正式なものです。他人に知らせたり無くしたりしないように注意して下さい。

・通知カードを受け取らないと仰っている方がいらっしゃるようですが、通知カードを受け取るかどうかと、マイナンバーを利用するかどうかとは別問題です。通知カードを受け取らなかった場合は、存在しない人として住民票から削除される可能性もあります。通知カードは必ず受け取って下さい。

・旅行中など、なんらかの理由で通知カードを受け取る事ができなかった場合は、市役所（区役所）で受け取る事ができる予定です。しかし、詳細はまだ決まっていません。3カ月程度保管する予定ということです。

・郵便物の転送をしている場合、通知カードは転送されません。この場合の扱いは、基本的に受け取れなかった場合と同様ですが、詳細は未定です。郵便物を転送している場合は、郵便局に相談して下さい。

4. 個人番号カード（マイナンバーカード）への切替えについて

- ・10月に送られてくる通知カードは、仮のカードです。これを個人番号カード（マイナンバーカード）に切り替える必要があります。
- ・個人番号カードの申請用紙は、通知カードと一緒に送られてきます。

通知カードの表紙には、個人番号（1234 5678 9012）、氏名（花子）、住所（〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地）、生年月日（平成29年3月21日）、性別（女）、住所表示コード（12345678）が記載されています。また、マイナンバーカードの申請用紙の表紙も印刷されています。

【おもて面】

通知カードの裏紙には、マイナンバーカードの申請用紙の裏紙が印刷されています。顔写真貼付欄（サイズ：縦4.5cm×横3.5cm）があり、申請日、申請者氏名（花子）、住所、生年月日、性別、性別、性別の欄があります。また、申請者印、申請者印、申請者印の欄があります。

【うら面】

- ・個人番号カードの申請には、顔写真が必要です。一般的な証明写真で問題ありません。
- ・必要事項を記入して、ポストへ投函して下さい。各企業で取りまとめをしても良いという話が出てきていますが、詳細が決まっていないので、会社としてもどうするか未定です。

・通知カードは、顔写真もなく、氏名や住所と個人番号が同じ面にありますので、危険度の高いものです。このため、個人番号カードへの切り替えが推奨されます。ただし、切り替えは義務ではありません。

・個人番号カードは、出来上がったら市役所（区役所）から通知がありますので、取りに行ってください。この時には、顔写真のある証明書（運転免許証、住基カードなど）を持って行く必要があります。運転免許証等がない場合は、他の証明書でも良いのですが、具体的に何が代わりになるのかは、まだ不明です。

・個人番号カードは、2016年1月に全ての方のものができるとは限りません。出来上がりまでに数年かかる可能性もあるとの事です。



【おもて面】



【うら面】

5. 通知カードと個人番号カードの違い

・会社には番号をお知らせされる時に、会社側は本人確認をしなければならない事になっています。個人番号カードであれば、個人番号カードだけで良いことになっていますが、通知カードの場合は、通知カード以外に運転免許証や住基カード等の提示も必要です。

・個人番号カードは、身分証明書として使う事ができます。この場合、裏面の個人番号は相手に見せないようにして下さい。

6. 個人番号カードの有効期間

・20歳以上の方は10年（10回の誕生日）、20歳未満の方は5年（5回の誕生日）です。

7. 家族の個人番号について

・健康保険や税金の扶養控除に対象となっている家族の方は、家族の個人番号も会社に知らせて下さい。この時には、その番号がその家族のものである事の確認は会社へ通知する人（従業員本人）がしなければなりません。会社へ知らせる番号は間違いのないように注意して下さい。

※このテキストは、大神令子社会保険労務士事務所 社会保険労務士 大神 令子が作成いたしました。